

H24年度

茨城県地域防災計画(素案)に関する意見募集結果

茨城県では、「茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)素案」に関しまして、広く県民の皆様からご意見を募集しました。

この度、寄せられたご意見と県の対応を取りまとめましたので公表します。

なお、寄せられたご意見につきましては、取りまとめの都合上、趣旨を要約させていただきましたのでご了承下さい。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様方に厚くお礼申し上げます。

意見募集期間

平成 25 年 2 月 26 日(火)～平成 25 年 3 月 15 日(金)

(2013)

2013年3月25日 防災会 全記録
ハ仲済りの
無

募集方法

- ・行政情報センター、各県民センター県民福祉課及び原子力安全対策課にて閲覧
- ・茨城県及び原子力安全対策課のホームページにて掲載

応募状況

・応募数 196 件

意見の要旨及び県の対応

お寄せいただいた意見の概要及び意見に対する県の考え方は、別添のとおりです。

「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）素案」へのご意見要旨と対応について

ご意見要旨	件数	対 応
<p>再稼働への反対及び廃炉に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海第二発電所の再稼働に反対，東海第二発電所は，廃炉にすべき ・東海第二発電所の稼働を前提とした計画の作成は中止すべき。 ・UPZ 30 kmの住民の避難は不可能であり，廃炉を希望する。 等 	44	<p>地域防災計画は，原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法により，防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき作成しなければならないとされており，東海第二発電所の稼働の有無に関わらず，計画を作成する必要があります。</p> <p>また，地域防災計画は，県の地域に係る防災に関し，指定地方行政機関，県，市町村，指定公共機関，指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱，原子力災害予防対策，緊急事態応急対策等について定めるものであるため，発電所の稼働や廃炉など，原子力施設の設置等については記載しておりません。</p>
<p>避難先，避難所，道路等避難計画に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先，避難ルート，避難手段が明確でない。具体的に示してほしい。 ・避難所については，原子力災害では，避難生活が長期化することも考えられるため，県が，避難所が備えるべき設置基準や運用のルールを規格化し，県民がどの避難所に避難しても同じケアや支援が受けられるようにすべき。 ・子どもたち，病人，介護が必要な方々の避難方法が具体的に明示されていない。避難は広域であり，市町村に任せるのは無理がある。県の責任で行うべき。 等 	27	<p>県は，原子力災害事前対策として，PAZ及びUPZが含まれる市町村の避難計画作成を支援することとしています。</p> <p>今回，地域防災計画を改定したことから，今後，避難計画の作成をしまいがりますが，その際，避難先等について明示していくとともに，避難所の設置運営，災害時要援護者について，配慮してまいります。</p>
<p>パブリックコメントに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの期間が短すぎる。 ・各地で説明会を開き，県民に周知させる取組みが必要。 等 	13	<p>地域防災計画は，その前提となる国の原子力災害対策指針が2月27日に改定が行われる一方，国から3月を目安に改定するよう求められていたことから，可能な限り期間を確保したところであります。</p> <p>今後の改定に際しては，パブリックコメントの実施期間について考慮してまいります。</p>

<p>原子力災害対策重点区域等に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UPZ 30 kmは狭すぎる。 ・原子炉のUPZの範囲を30 kmから20 kmにするべき。 ・直ちに避難体制を構築すべき区域は、PAZ (5キロ) 圏よりも広く取るべき。 ・計画の対象地域をUPZ圏外のPPA地域も含めた対象にすべき。 等 	1 2	<p>PAZ (予防的防護措置を準備する区域) については、原子力災害対策指針により、「原子力施設から概ね5 km」を目安とされていることから約5 kmと設定したものです。</p> <p>UPZ (緊急時防護措置を準備する区域) についても、同様に、「原子力施設から概ね30 km」を目安とされていることから設定したのですが、緊急時には、UPZの内外にかかわらず防護措置を実施することとしています。</p> <p>また、PPAについては、国において、引き続き検討する事項とされていることから、その検討について注視してまいります。</p>
<p>避難等の基準に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難基準線量を切り下げるべき。 ・避難の基準を1ミリSV/年を守る基準にすべき。 ・国対策指針は最低要件であり、県独自の上乗せ措置を講じるべき。 ・避難実施は、PAZの住民避難が先行して行われるため、UPZの住民は「屋内退避」を行うこととされているが、UPZの住民も同時に避難を開始すべき。 ・飲食物等の摂取制限に関する指標については、福島事故直後の暫定基準の数値にすべて戻されており、高い。少なくとも現行の摂取制限の数値を採用すべき。 等 	1 2	<p>避難等の防護措置を実施する際の基準については、原子力災害対策指針に基づき記載したものです。</p> <p>なお、避難の実施方法につきましては、今後、具体的な避難計画の作成に合わせて検討してまいります。</p>
<p>安定ヨウ素剤に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定ヨウ素剤の配布を家庭におけるようにすべき。 ・安定ヨウ素剤は、平常時に立地及び関係周辺市町村の住民個々に配布しておき、服用マニュアルを作成配布し、服用の仕方を周知徹底しておくべき。 等 	9	<p>安定ヨウ素剤については、原子力災害対策指針により、平時から地方公共団体が事前に住民に対し配布することができる体制を整備することとされており、その配布方法については国で検討を行っていることから、その検討内容を注視し、適切に対応してまいります。</p>
<p>通報や広報等情報に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急対策・広報は迅速・正確であることが第一 ・事実の隠蔽やごまかしが起きないような法規制が必要 ・住民への広報手段の整備の項目を入れるべき。 ・県独自に事故情報を入手できる仕組みを完備すべき。 等 	9	<p>情報伝達、住民への広報体制については、エリアメールを活用するなど、多様なメディアを活用することといたしました。また、事故が起こった際は、事故の各段階に応じ、迅速かつ的確な広報を行うよう努めてまいります。</p>

<p>オフサイトセンターに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンターは、少なくとも30km圏外に移設すべき。 ・オフサイトセンターがひたちなか市の1カ所だけでは、ここが機能しなくなったらお手上げになる。原子炉以外のオフサイトセンターを早期設置すべき。 ・オフサイトセンターを頼っているが、ここがダメになった時の対策がない。 等 	7	<p>オフサイトセンターについては、省令により、原子力施設との距離が、5km以上30km未満とされたことから、移設の必要はないと考えております。ただし、オフサイトセンターが使用できなくなることを想定し、今後、代替オフサイトセンターについて検討してまいります。</p>
<p>教育や訓練に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の策定に関しては、多数の参加者を得るためにどのようにするかを、さらに具体的に検討すべき。 ・過酷事故・複合災害を想定した訓練、実践的な訓練では、各機関と自主防災協働で、真剣な訓練が求められる。また、保育園・幼稚園・学校現場での訓練も大切。 ・原子力・原発の日常的教育の推進は不可欠。 等 	7	<p>有事の際、防災業務関係者、住民が適切な判断を行い、行動できることに配慮し、教育、訓練を実施してまいります。</p>
<p>被ばくや被ばく医療に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期被ばく医療の機関に指定されているところは、すべて30km圏内にあり、福島原発事故を踏まえれば30km圏外の医療機関を新たに指定すべき。 ・平時における子どもたちの被曝線量の測定をすべき。 等 	6	<p>より具体的な行動計画の作成にあわせて地域防災計画の改定を行うこととしております。</p>
<p>計画の実効性・具体化に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の計画をなぞっただけの計画書では、現実の事故に遭遇した場合、本当に役に立つとは思えない。 ・いざ事故が起きたら、このような膨大な計画は役に立たない。もっとスリムに簡略化して行政間（県と市町村）で連携の練習も怠りなく行うべき。 等 	5	<p>原子力災害対策に従事する防災業務関係者に対し、業務内容に応じた知識を習得させるなど研修を行うとともに、現場における判断力の向上につながる実践的な訓練を行うこととしています。</p>
<p>計画において、<u>財産の保護を目的に追加すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目的を「原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。」に修正すべき。 等 	5	<p>第1章第1節「計画の目的」を「住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護すること」に<u>修正いたしました。</u></p>

<p>市町村との連携に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村にまかせるのではなく、県は誠実に各自治体と共働し、計画を立てるべき。 ・30km内の関係周辺市町村以遠の市町村においても、地域防災計画に原子力災害対策を位置づけつつあり、県内全域との連携が求められる。等 	5	<p>市町村が作成する地域防災計画について、情報を共有し、対応してきたところであり、PAZ及びUPZが含まれる市町村の避難計画作成につきましても支援してまいります。</p> <p>また、30km以遠の市町村における地域防災計画の位置付けにつきましては、法的な制約はありませんが、避難等の関連もありますので、今後、検討してまいります。</p>
<p>原子力発電所以外の施設への対応等に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質等の事業所外運搬中の事故についても、素案に記述し、対策を盛り込むべき。 ・東海第二原子力発電所の使用済み核燃料の安全対策については、優先して検討をしていく必要がある。 ・研究用原子炉についても、発電していないとはいえ、炉心融熔、放射性物質放出の可能性があり、原電東海と同じ危機感をもって対応、準備すべき。等 	4	<p>核燃料物質等の事業所外運搬中の事故については、「茨城県地域防災計画」の「危険物等災害対策計画」により対応することとしています。</p> <p>また、研究用原子炉など実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域などについては、国で検討を行っていることから、その検討内容を注視し、適切に対応してまいります。</p>
<p>脱原発に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故があったら、すぐに直せるような発電、自然エネルギー、再生可能エネルギーに転換すべき。 ・国民の節電努力、火力や代替エネルギー等により、電力不足は生じていない。再生可能エネルギーを政策的に普及していくことにより、原発なしの電力体制が可能。県民の命と生命を守る道は、原発のない状態であることを銘記すべき。等 	3	<p>国のエネルギー政策に関することと考えます。</p>
<p>事故想定の特示に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画は、どんな事故を想定しているのか。明示すべき。等 	3	<p>本計画では、第1章第4節で原子力災害が発生（過酷事故、自然災害と相前後して発生する事故を含む。）した場合を想定し、各種防災活動を実施することとしております。</p>
<p>モニタリングポストに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境放射線監視ポストの増設と迅速正確な伝達の体制化、住民に正しい情報をながせるようすべき。等 	3	<p>モニタリングポストについては、増設を行い、現在、県内全市町村に設置しております。</p> <p>なお、緊急時モニタリングについては、国で検討を行っていることから、その検討内容を注視し、適切に対応してまいります。</p>

<p>災害時要援護者対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所においては、女性、弱者への配慮が求められる。等 	2	<p>第3章第8節で、避難所の運営においては女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとしています。また、特に、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとしています。</p>
<p>災害対策本部に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部については、高度なインフラを確保し、対放射能防護設備も完備した施設とすべき。 ・災害対策本部の廃止について、原子力緊急事態解除宣言などとしているが、住民が放射能汚染のない地域で安心して暮らせる環境が整い、事故以前の生活に戻ることによって初めて「対策本部の廃止」を行うのが基準ではないか。 	2	<p>災害対策本部は、現在、県庁に置いており、各種通信設備などについては、整ったものとなっておりますが、UPZ内であるため、今後、代替となる施設について検討してまいります。</p> <p>また、原子力災害からの復旧につきましては、災害対策本部の有無に関わらず、対応してまいります。</p>
<p>事実経過の記載に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の計画改定は、東京電力福島第一原発事故の発生を受けて見直されたものであり、さらに、JCOの臨界事故で多数の住民被ばく者を発生させた反省に立つ事実経過の記述が必要。 	2	<p>今後、参考資料などにおける記載について、検討してまいります。</p>
<p>定義に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用語の定義又は説明が本文中にはあるが、計画文頭にまとめた記載がない。 	1	<p>今後、参考資料などにおける記載について、検討してまいります。</p>
<p>他の災害との関係に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合災害も念頭におかれていることは評価できるが、どの災害への対応を優先するかについても検討され、県の防災計画全体が整合性をもつものとなる必要がある。 	1	<p>県地域防災計画は、様々な災害を想定し、各計画編ごとに作成されており、それぞれの計画に矛盾が生じないように配慮しております。</p>
<p>協定に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全協定の締結を近隣市町村も加えるべき。 	1	<p>東海第二発電所に係る原子力安全協定については、現在、所在・隣接市町村5市村と締結しています。</p>
<p>記録・保存に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書（議事録等）の記録・保管についての記載がない、当該項目を設けるべき。 	1	<p>第2章第5節 2 情報の分析整理に記載いたしました。</p>

<p>緊急輸送に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送において、P A Zからの緊急性の高い迅速・円滑な輸送手段とあるが、移動手段は、原則、車とし、要援護者のみ移動手段を自治体が確保することとしてはどうか。 	1	<p>今後作成する予定の避難計画において、検討してまいります。</p>
<p>国の責任に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県市町村で作成された本計画の最終確認は原子力規制委員会が行い、其の責任は原子力規制委員会が有するものとする。」を追加すべき。 	1	<p>地域防災計画については、災害対策基本法により、内閣総理大臣に報告し、中央防災会議の意見を聴くものとされています。</p>
<p>女性に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災に女性の視点を入れるべき。 	1	<p>避難所の運営においては、第3章第8節で女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとしています。</p>
<p>自衛隊に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の大綱中、「自衛隊は、・・・・・・処理するものとする。」とあるが、自衛隊は、知事の指揮は受けない。命令的表現は適切でない。自衛隊の項を削除すべき。 	1	<p>地域防災計画は、県の地域に係る防災に関し、指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱を記載したものであり、知事の指揮下にある旨記載したものではありません。</p>
<p>健康調査に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災住民の健康調査と相談実施が十分に行われるよう願う。 	1	<p>第4章第5節で、県は、国及び所在・関係周辺市町村長とともに、防護対策を講じた地域住民等に対して、専門家の助言を得ながら、必要に応じ、健康影響調査（健康診断等）及び心のケアを含む健康相談を実施することとしております。</p>
<p>計画の撤回に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済み核燃料の安全対策を記載し、それ以外は、全面撤回すべき。 	1	<p>地域防災計画については、原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法により、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき作成しなければならないとされております。</p>
<p>賠償に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賠償は、国と発電企業で被害住民の要望通り完全補償すべき。 	1	<p>第4章第4節に被害賠償が迅速、的確に行われるよう、対策窓口を設置することとしております。</p>

<p>防波堤に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃炉であれ、再稼働であれ、防波堤の高さを早急に県で想定した、津波予想、高さにかさ上げを提言する。 	1	<p>地域防災計画は、県の地域に係る防災に関し、指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等について定めるものであるため、発電所が行う具体的な対策などについては記載していませんが、さらなる安全対策を講じるよう要請してまいります。</p>
<p>予算に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画で一番大事なお金（予算）のことが一言も書かれていない。予算の概要を記載するか。予算関係は別示と記載すべき。 	1	<p>より実効性のある計画となるよう、予算の確保に努めてまいります。</p>
<p>名称変更に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各章の名称変更について、「災害は、起きるもの」という覚悟が感じられ、時宜を得ている。 	1	—
<p>複合災害の想定に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過酷事故・複合災害の想定は当然。 	1	—
<p>計画の明確化に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的の明確化と性格付けは必要なことで、柔軟な体制整備にも期待。 	1	—

H.25年度

茨城県地域防災計画(素案)に関する意見募集結果

公開日 平成26年3月31日

茨城県では、「茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)素案」に關しまして、広く県民の皆様からご意見を募集しました。

この度、寄せられたご意見と県の対応を取りまとめましたので公表します。

なお、寄せられたご意見につきましては、取りまとめの都合上、趣旨を要約させていただきましたのでご了承下さい。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様方に厚くお礼申し上げます。

意見募集期間

平成26年2月26日(水)～平成26年3月14日(金)

2014

募集方法

- ・行政情報センター、各県民センター県民福祉課及び原子力安全対策課にて閲覧
- ・茨城県原子力安全対策課のホームページにて掲載

応募状況

・応募数 7件

意見の要旨及び県の対応

お寄せいただいた意見の概要及び意見に対する県の考え方は、別添のとおりです。

「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）素案」へのご意見要旨と対応について

ご意見要旨	件数	対 応
<p>原子力発電所の再稼働及び廃炉，原子力発電所以外の施設に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海第二原子力発電所は廃炉にすることが，住民の安全を守る唯一の道である。 ・最大の避難は，原発を廃炉にする事です。 ・東海第二発電所の再稼働を認めることが前提となっていることが大きな欠陥と考える。 ・再稼働は絶対反対です。 ・東海第二発電所の再稼働は認めないことを前提として，使用済み燃料や東海村及び周辺市町に存在する危険な核物質による事故から県民を守るための防災計画立案を急ぐべき。 	5	<p>地域防災計画は，原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法により，防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき作成しなければならないとされており，東海第二発電所の稼働の有無に関わらず，計画を作成する必要があります。</p> <p>また，地域防災計画は，県の地域に係る防災に関し，指定地方行政機関，県，市町村，指定公共機関，指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱，原子力災害予防対策，緊急事態応急対策等について定めるものであるため，発電所の稼働や廃炉など，原子力施設の設置等については記載しておりません。</p> <p>なお，原子力発電所以外の施設の防災対策については，原子力災害対策指針の改定内容に応じて，適宜地域防災計画を改定する予定です。</p>
<p>通報や広報等情報に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所で事故が発生した場合，住民にどのような手段で知らせるか，24時間を想定した具体的な議論が必要。 	1	<p>住民への広報体制については，各種報道機関と協力するほか，インターネットやエリアメールを活用するなど，多様なメディアを活用することといたしております。</p> <p>なお，事故が起こった際は，事故の各段階に応じ，迅速かつ的確な広報を行うよう努めてまいります。確実に住民に情報が行き渡るよう検討してまいります。</p>
<p>災害時要援護者対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設の管理者が単独で避難計画を作成することは非常に難しい。県，市町村は，施設と一体となって避難計画等を策定するように措置すべき。 	1	<p>ご意見にございますとおり，社会福祉施設や病院における避難計画の作成については，現在，各施設の管理者に対し，避難計画作成の必要性を周知しており，必要に応じ，UPZ内外の各施設の状況を把握するなどして計画作成を支援してまいります。</p>

11. 25 3 15
 「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」の改定（案）」に係るパブリックコメント結果
 及び意見への対応

【パブリックコメントの期間】
 平成30年2月5日（月曜日）から平成30年3月6日（火曜日）まで30日間
 【応募人数及び意見数】
 ○応募人数：2名 ○意見数：2件

貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。いただいたご意見に対する県の考え方・
 対応につきましては、以下のとおりです。

◆避難計画の作成に関すること：2件

	意見要旨	意見への対応
1	<p>県広域避難計画の実効性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも30キロ圏内に96万人が住む過密地域の実効性が疑わしい避難計画策定に意味があるのでしょうか。 ・事故災害時の県民に与える甚大な被害は一企業が対応、補償できる規模ではないことは、福島原発の事故で自治体も学んだはずではないのですか。 ・机上の空論でしかない広域避難計画策定に県職員の労力を割くのではなく、避難計画など不可能だということを早く見極め、茨城県から国へ提言し、一日も早く原電には再稼働を辞め、廃炉、そして使用済み核燃料の厳重な保管に徹することを求めることが、茨城県民の真の安全を確保する方法だと思います。 	<p>市町村広域避難計画は、原発の再稼働の有無・廃炉に関わらず、国の防災基本計画に基づき策定することとされています。市町村の避難計画の策定を支援するため県では、平成27年3月に広域的な避難先や避難経路、避難の流れなど基本的な事項を定めた県広域避難計画を策定しました。</p> <p>ご意見のとおり、東海第二発電所から約30キロメートル圏内には全国最多の約96万人が居住しており多くの課題があると認識しておりますが、引き続き実効性ある原子力防災体制の構築に向けて徹底した検討を進めてまいります。</p>
2	<p>県広域避難計画の避難先の割り振りについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉾田市、大子町の一部の避難エリアの避難先が同じ市町内になっていること、広域避難になっていないと思います。 ・日立市、常陸太田市、高萩市の避難先が福島県であること、福島第一原発はまだ未収束であり、そして国が311の時に発令した原子力非常事態宣言はまだ解除になっていない状態です。市民の気持ちとして、福島方面に避難するという事は抵抗があると思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害時における避難先は、住民の再避難を避けるため、原子力災害対策重点区域（東海第二発電所から約30キロメートル圏）の外側としております。広域避難は、自治体の区域を越えて避難することではありませんが、ご意見にあります鉾田市については、30キロメートル圏が同市の一部であり、市内の圏外区域にある程度避難所を確保することができることから、避難先を市内及び隣接する鹿嶋市としました。また大子町についても、30キロメートル圏が同町のごく一部であり、避難対象人口が129人（計画策定当時）と少ないことから、町内への避難としたところであります。 ・避難先の割り振りについては、避難先市町村を一体的なまとまりとして確保するとともに、避難経路が交錯しないよう配慮したことから、県内及び福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県との隣接5県を避難先としたところであります。なお、福島県内の避難先については、福島第一原発事故に伴う帰還困難区域等の避難区域は外して割り振りを行っております。

R. 2年度

「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」の改定（案）に関する
意見募集結果について

県では、「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」の改定（案）」に対するパブリックコメントを実施し、広く県民の皆様からご意見を募集しました。

この度、寄せられたご意見の概要及びそれらに対する県の考え方について、以下のとおり公表いたします。なお、お寄せいただいたご意見は、取りまとめの都合上、趣旨を要約させていただいておりますのでご了承ください。

ご意見につきましては、「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」を策定する上で参考とさせていただきます。今回、ご意見をいただいた皆様方に厚くお礼申し上げます。ご協力ありがとうございました。

1 意見の概要及び県の考え方

別添のとおり

2 意見募集時の公表資料

- ・「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」の改定（案）の概要
- ・「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」の改定（案）の新旧対照表

「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」の改定（案）に関する
意見募集結果について

1 意見募集期間

令和2年11月24日（火曜日）から令和2年12月23日（水曜日）まで 30日間

2 募集方法

- ・茨城県ホームページ掲載
- ・原子力安全対策課、行政情報センター、各県民センター、県立図書館での閲覧

3 寄せられた意見数

- (1) 意見提出者数 9人
(2) 意見数 44件

	意見要旨	件数	意見に対する県の考え方
1	<p>地域防災計画・広域避難計画に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再稼働を前提とした原子力防災計画は必要ない。まず東海第二原発の再稼働を凍結させ、廃炉を進めるべき。 ・県は実効性のある避難計画の策定がなければ、再稼働の議論はないとしていました。実効性のある避難計画とは、想定された課題が解決された避難計画であると考えていいのですか。 ・東海第二原発以外の原子力研究開発機構東海再処理施設など、危険な全原子力施設の実効性ある防災計画を緊急に策定していく方向に切り換えるべき。 ・非常に深刻で過酷な実態を一切考慮していない避難計画など、到底実効性があるとは言えません。 等 	9	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法や防災基本計画において、東海第二発電所の再稼働の有無に関わらず、地域防災計画や広域避難計画は必要とされています。 ・国や市町村、関係機関と課題の解決に取り組み、事故の進展や放射性物質が放出された場合の拡散などに関するシミュレーションや訓練を行い、避難計画の実効性を検証してまいります。 ・試験研究炉等の原子力災害対策重点区域に含まれる市町村において、「屋内退避及び避難誘導計画」の策定を現在進めており、県においては必要な調整等を行っているところです。 ・最悪の事態も念頭に災害を想定の上、事故の進展や放射性物質が放出された場合の拡散などに関するシミュレーションを行い、避難計画の実効性を検証してまいります。

2	<p>新型コロナウイルス感染症対策に関すること</p> <p>・「30分に1回程度、数分間窓を全開にする等」と規定していますが、放射性物質の漏洩状態など被害の状況が不明瞭な中で、例示とはいえ数値を具体化することに懸念を抱きますが、いかがか。</p> <p>・避難所でも同様ですが、感染症対策としての換気を必要として30分に1回換気することが実際問題として可能でしょうか。特に、避難所においては、どの開口部を使って、だれの指示で換気をするのでしょうか。 等</p>	5	<p>・専門家の意見を踏まえた『「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』（令和2年4月 厚生労働省）を基に作成した「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」（令和2年11月 内閣府（原子力防災担当））において示されている方針です。</p> <p>・ご意見の点につきましては、国や市町村と共有させていただき、今後の検討を行っていく際の参考にさせていただきます。</p>
3	<p>避難退域時検査に関すること</p> <p>・UPZからの避難住民が、退域時検査を受けずに受入れ自治体の避難所に到達した場合、その避難住民の被ばく線量の測定・除染等は、どこの機関が担当しますか。</p> <p>・福島原発事故の経験を踏まえて、避難退域時検査場の充実等の準備を進めていますが、茨城県からの広域避難する住民が、仮にスクリーニングを経ずに、隣接県に避難した場合、そのことは、事態の深刻さと、態勢の困難さを表すことと考えられます。その様な状況で、茨城県の職員等が隣接県におもむいて、避難住民のスクリーニング等を行うことは困難であるし、受け入れる市町村にかえて迷惑をかけると思います。そこで、そのような状況も想定して、隣接する五つの県に、県として責任を持って事態に対処してもらえるように、広域避難計画の態勢を改めるべきだと考えます。ご検討をお願いします。</p>	5	<p>・避難所の受入れに際しては、検査済証が必要であり、必ず避難退域時検査を受けてから避難所へ避難していくよう周知してまいります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・PAZ住民の避難と同じ時間帯にUPZ住民が自家用車による避難を始めた場合、避難退域時検査場所での検査を行うのですか。検査済証を配布するのですか。 ・県は、万が一に備え、検査体制を準備するとしていますが、22か所の検査場の設営に、どれくらいの時間が必要ですか。 ・避難所までまっすぐ避難させたほうが被ばくを少なくするのではありませんか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が定めた緊急事態区分により、PAZ住民の方は、放射性物質が放出される前に予防的に避難しますが、UPZ住民の方は、放射性物質が放出された後、空間放射線量率が一定値を超えた地域のみ一時移転等の指示が出される旨の周知を徹底してまいります。 ・検査場の設営時間は、算出しておりませんが、訓練等を通して効率的な設営ができるよう努めてまいります。 ・避難退域時検査は、避難や一時移転の迅速性を損なわないよう、効率的な検査体制の構築に努めてまいります。
<p>4 屋内退避に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PAZとUPZで、避難のタイミングを分ける、言わば「2段階避難方式」になっているが、UPZの住民に被ばくを強いるものである。 ・屋内退避で、被ばくをどれだけ軽減できるのか。なんら、示されていない。 ・夏の時期であった場合、屋内退避を想定している住民にどのような熱中症対策を行いますか。等 	<p>5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の原子力災害対策指針により、屋内退避は、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図る防護措置とされ、UPZの住民は、吸入による内部被ばくのリスクをできる限り低く抑え、避難行動による危険を避けるため、まずは屋内退避をとることを基本としています。 ・住民が安心して屋内退避できるよう、屋内退避の重要性や効果に関するデータを具体的に示すよう国に要望しております。 ・屋内退避中の電気、ガス、水道等のライフラインの確保に取り組んでおり、国にも要望をしているところです。
<p>5 避難に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積雪時の避難について、いわゆるノーマルタイヤの自家用車による避難が困難な状況で、どのような避難計画を準備していますか。 	<p>4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積雪や自然災害等により避難先への避難が困難になった場合に備え、第二の避難先の確保について近隣県と協議を行っております。

<ul style="list-style-type: none"> ・「拡散予測システムの整備に努めるものとする」とあるが、国の防災計画では、拡散予測システムの利用は想定していないはずだが、茨城県としては、「必要」と認め、独自にでも開発していくという方針なのか。 ・「また、自然災害により指定避難所で屋内退避を～」とありますが、自然災害とは関係なく原子力災害が発生したとき、指定避難所は開設されないという理解でよいか。 ・水戸市から千葉県の東葛地域の6市への避難において、駐車場の不足から、避難施設周辺まで自家用車による避難ができない事態が想定されます。この場合、茨城県内にて自家用車を放置し、バス等で避難を続けることとなります。他の避難住民との形態の違い「不公平さ」と選別の基準等をどのように説明されますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の拡散を予測することで、防護措置の準備がより円滑にできることから、国にシステムの構築を要望しているところです。 ・指定避難所を開設する場合とは、自然災害と原子力災害との複合災害を想定しています。 ・約94万人の避難先として、県内及び近隣の5県の市町村に協力をいただくことになっており、避難先の状況に応じて、駐車場の確保など必要な対応ができるよう取り組んでいるところです。
<p>6 原子力災害対策重点区域に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UPZ、PAZを機械的に決めて良しとする根拠は何か。5km、30kmで区分けできる統計的根拠を示してほしい。 ・30キロメートル圏外については、根拠も示さずに、被ばくの可能性があるものと想定し、防災計画の対象から外している。 	<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IAEAの国際基準や福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、国の原子力災害対策指針において、発電用原子炉施設の場合、PAZ（予防的防護措置を準備する区域）を約5km、UPZ（緊急防護措置を準備する区域）を約30kmと設定しております。 ・UPZ（30キロメートル）外の防護措置については、原子力災害対策指針において、必要に応じ各種防護措置を実施することとしております。

	<ul style="list-style-type: none"> ・常陽が設置されている大洗地区を、UPZとする根拠は何か。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合」(平成29年4月 原子力規制委員会)での検討結果を踏まえ、国の原子力災害対策指針では、試験研究用等原子炉を一定の熱出力で継続して運転する場合における熱出力の最大値に応じ、原子力災害対策重点区域の範囲が定められており、これに基づき、常陽はUPZ5 kmとなっております。
7	<p>賠償関係に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故があった場合の責任・賠償関係を明らかにしていただきたい。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の運転などにより損害が発生した場合、「原子力損害の賠償に関する法律」により、原則として原子力事業者は故意や過失を問わず賠償責任を負うとともに、損害の全額を賠償する義務を負っています。また、必要と認めるときには、国が原子力事業者に対して損害を賠償するための援助を行うこととされております。
8	<p>緊急事態区分に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態」などの定量的、あるいは事故イベント上の判断基準を説明してほしい。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針により、緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル(Emergency Action Level)を設定しております。 ・具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ原子力事業者が行っており、原子力事業者が策定している「原子力事業者防災業務計画」に内容を反映することにより、原子力規制庁の確認を受けることになっております。
9	<p>安定ヨウ素剤に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もっと住民に「事前ヨウ素剤配布」を周知してください。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・周知方法については、県と市町村でより効果的な方法を検討してまいります。

<p>10 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質輸送中の容器からの放射性物質漏洩は、「原子力災害」として一体的に扱い、検討に付されるべきものだと考えられるが、なぜ分離するのか。 ・この防災計画書に基づく施策費用についての想定額とその年次配置案を示すべきである。 ・上記総費用のうち、県が賄う予定額の割合はいくつか。 ・放射線安全のための教育、原子力発電所の潜在的危険性に対する認識啓蒙活動を最優先すべきである。 ・原子力安全対策ワーキングチームは問題点を指摘できず、力不足です。これを県はきちんと認識頂きたいです。 ・放射線防護対策施設の多くは介護老人ホームや病院ですが、ほとんどの施設で、調理業務・事務業務・ペットシーツの交換クリーニング等の日常的な業務がアウトソーシングされ、外部から派遣された職員によって担われています。万が一の重大事故が 	<p>10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質等の事業所外運搬中の事故は、県地域防災計画の風水害等対策計画編の危険物等災害対策計画において、県内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質）の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策として定めております。 ・スケジュールありきではなく、国や市町村、関係機関と実効性ある避難計画の策定に取り組んでまいりますが、数多くの課題の解決が必要であり、必要な費用の見通しを立てることは困難と考えております。 ・県では、放射線や原子力について、「原子力と放射線の基礎知識普及・啓発講座」などにより啓蒙活動を行うとともに、県民に東海第二発電所の「安全性の検証」及び「実効性ある避難計画の策定」の状況について「原子力広報いばらき」などにより、広報活動を行ってまいります。 ・県では専門家により構成される東海第二発電所安全性検討ワーキングチームにおいて、専門家の指摘事項や、県民意見を踏まえた論点について検証しており、この取り組みを通して、東海第二発電所が、安全対策によりどの様な事故、災害にどの程度まで対応できるのかを具体的に県民に示してまいります。 ・病院や社会福祉施設が原子力災害時に備えてあらかじめ定めておく避難計画等に基づき、対応をとっていただくことになっております。
---	--

<p>発生した場合、外部の事業所から派遣される職員が就労を拒否した場合、誰がその日常的な業務を担うのでしょうか。原子力事業者ですか、県・市・村の職員ですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル的対策よりも、放射線障害に対する粘り強い対話の場を県の施策として行う観点が必要ではないのか。 ・言葉の定義上「不測」にたいする対処はありえない。意味のない文章削除を希望する。 ・そもそも恒久的な生活圏の喪失という事態への検討がなされてないのは、「避難計画」原発災害の枠内での適用が難しいからなのか。 ・低線量といえども放射線量が（人工的に）上昇した地域での暮らしの是非を、県民（あるいは国内外の人間）一人ひとりが了解し行動せざるを得ないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の点につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。 ・ご意見の点につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。 ・ご意見の点につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。 ・ご意見の点につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。
---	--